

警察庁長官  
栗木俊一 殿

### 第3次犯罪被害者等基本計画に対する要望・意見

令和元年 8月 20日  
犯罪被害者家族の会ポエナ

私たち「犯罪被害者家族の会ポエナ」は2006年の設立以来、未解決殺人事件、精神障害者による殺人事件、交通事故死、医療過誤死等、様々な被害を受けた遺族を中心として活動してまいりました。そして「厳罰化」と「被害者ファースト」を求める多くの人々に支えられ、様々な法改正、支援体制の実現を要望してまいりました。

「犯罪被害者等基本計画」の見直しも第3次となり、見直しが進んだ施策も多く、関係各位のご努力に心から感謝いたします。しかしながら基本計画は、犯人が逮捕されたことを前提として計画され、私たちのような「犯人が未逮捕のままである」、「心神喪失者等に殺害され罪に問えない」、「逮捕されても無罪となり、犯人が不在である」という被害者が取り残されているのです。とくに被害者遺族にとって最大の願いは「犯人逮捕」であり、亡くなった被害者への犯人の償いこそが遺族への救済となるのです。

私たちはこれまで一貫して、亡き被害者の「命の権利」を訴えてまいりました。遺族にあるのはその権利の代行と理解しております。支援・救済について様々な要望があることも承知しておりますが、そこに「命の平等」という理念が不可欠であり、犯罪抑止に資する支援・救済であることが、国民の理解を得られる施策として必要と信じております。

以上、これらのことを踏まえて意見・要望いたします。ご検討賜りますよう心からお願い申し上げます。

#### 記

#### 「重点課題に係る具体的施策」についての意見・要望

- 「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」および「第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」について

#### 第2,2(7)犯罪被害者等に関する情報の保護の才(84)、および第5,1(18)(255)情報の保護について

基本計画においては、被害者の実名発表・匿名発表について、犯罪被害者等の匿名の希望と、マスメディアによる報道の自由、国民の知る権利、さらにプライバシー保護と

公益性を統合的に勘案しつつ配慮するとあります。しかしながらこの「配慮」には明確な基準がなく、原則が明記されていません。

世論からの反発を避けるために「匿名化」は拡大化してゆくものと思われます。個人情報保護されることは喜ばしいことですが、それが恣意的な判断や、情報の秘匿、犯罪被害の実情の矮小化や事件の風化につながることを危惧します。公益性とともに公平な施策であることを明確化し、**発表は「実名発表」を原則とし**、被害者の家族・遺族に対する「報道被害等」については罰則も含めた公正な枠組みの制定を要望いたします。

情報の公開が、何よりも犯罪の防止・抑止に資することを願います。

### ●「第3 刑事手続への関与拡充への取組」について

#### 第3,1(15) (132) および(16) (133) 証拠物件・証拠品について

犯罪被害者等にとって、事件の証拠物件は家族の遺品に当たります。今回の基本計画では、遺品の返還の枠組みまで設けていただけたことに感謝を申し上げます。

しかしながら、未だに警察での証拠物件の紛失などが起きている事実もあります。遺品の管理は徹底していただけるよう要望いたします。

#### 第3,1(17)ア・イ (139,135) 捜査に関する適切な情報提供等について

未解決事件の場合、犯罪被害者等(友人家族)が事件の情報を集める場合があります。基本計画の中でも既にご理解いただけているとおり、被害者等にとって解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあります。そうした場合に、警察に遺族側からの情報提供を受け入れていただけるような道筋を考えていただきたい。

#### 第3,1(18) (136) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等について

ひき逃げ死亡事件は、「自動車過失運転致死罪」として公訴時効が10年と定められています。そうした事件も未解決で犯人が捕まっておらず、犯行当時の状況もわからない以上「危険運転致死罪」で起訴されるべき事件だったという可能性は否定できません。人が死亡している状況で不確実な事実があるのならば、公訴時効は、刑事訴訟法 250 条を考慮しても、与えられる最高懲役の年数に合わせていただきたい。

#### 第3,1(21)イ (140) 不起訴事案等に関する適切な情報提供について

被害者等にとって、一方的な「不起訴」という決定は受け入れ難く、その後の長きに亘って苦しむ原因となっています。不起訴処分の説明は事後にではなく、せめて事前に行っていただける様に要望します。

## 「重点課題に係る具体的施策」以外の意見・要望

### 触法性精神障害者の犯罪について

今回の基本計画の項目には入っていない刑事手続きに関する事柄について要望します。

現在、触法性の精神障害者が起こした事件では、「起訴前鑑定」の結果不起訴となる場合が多い。犯罪被害者等としては、判断の根拠が不明瞭な精神鑑定により司法の場で被疑者が裁かれることがないというのは大変に遺憾なことです。刑事責任能力、刑法39条における「心神喪失者の行為は罰しない」「心神耗弱者の行為はその刑を減輕する」という事柄は司法の場で、犯罪被害者等にもその根拠がわかるかたちで、判断していただくことを希望したい。

### 未解決事件について

残念ながら未解決となっている犯罪被害者・家族の立場として要望します。私達にとって、事件の正当な解決は、被害からの回復にとって不可欠なものであります。未解決事件の被害者家族を増やさないためにも、初動捜査の徹底をお願いしたい。また、基本計画〔5つの重点課題〕の3つ目に取り上げられている「刑事手続への関与拡充への取組」(p.5)を具体的な法制度として実現していただくことを希望いたします。

以上